
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 10 号
平成 30 年 3 月 29 日
公 表 済

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	糸 数 昌 洋
同	古 堅 茂 治

平成 29 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について
（公表）

平成 29 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、次のとおり公表する。

平成 29 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置

○平成 28 年度県道 11 号線送水管布設替工事

5 書類調査について

（4）施工について

イ 施工関係について

（㍑）施工体系図及び施工体制台帳について

a 指摘事項等

（要望事項）

入札契約適正化法第 15 条、建設業法第 19 条、第 24 条の 7、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月 5 日建設省通知）に基づき、施工体制台帳の作成及び提出が下請負契約を締結する全ての公共工事に拡大されており、下請負契約がされ

た場合は、元方事業者の下請負契約の内容を確認すること。

□ 上記事項に関する措置

本工事において下請負契約が発生したため工事請負業者へ施工体系図及び施工体制台帳の提出を求め、内容を確認した結果、適正に作成されていました。

(カ) 施工計画書について

a 指摘事項等

(注意事項)

水道工事の配管継手部の品質を確保するに際して、配管工の資格証の控えを添付させること。

□ 上記事項に関する措置

本工事に際し、配水管工の資格証（配水管技能者登録証）を有する者の配置の義務付けはありませんが、ご指摘の内容につきまして今後は、工事請負業者に対し配水管技能者登録証の取得、もしくは施工前に管材製造メーカーによる耐震管継手の技術指導を受けるよう指導し、技術者の育成を図り品質確保の向上に努めてまいります。

ウ 環境保全について

(ア) 建設廃棄物処理に関する書類について

d 指摘事項等

(要望事項)

廃棄物処理の管理、契約書確認がしやすくなることから、廃棄物処理の処理業者フローを作成すること。

□ 上記事項に関する措置

ご指摘のとおり処理業者フローを作成いたしました。

(注意事項)

収集運搬業者の運搬許可の車両リストを添付すること。

□ 上記事項に関する措置

ご指摘のとおり廃棄物運搬車両リストを添付いたしました。

6 現場施工状況調査について

(3) 指摘事項等

(注意事項)

ア 資材置き場のアスファルトガラは産業廃棄物であり、資材置き場は一時保管場所となるため、所定の「法定標示看板」を掲示させること。

□ 上記事項に関する措置

ご指摘のとおり所定の「法定標示看板」を掲示いたしました。

イ 公衆の見やすい位置に掲示する看板の記載を一部修正させること。建設業の許可票に表示する主任技術者の欄は、専任の「有」「無」を記載するのではなく、「専任」又は「非専任」を記載すること。

☐ 上記事項に関する措置

建設業の許可票に表示する主任技術者の欄に「専任」と記載いたしました。

○平成 29 年度 虎瀬公園整備工事（土木）

5 書類調査について

(4) 施工について

エ 施工関係について

(オ) 施工体系図及び施工体制台帳について

a 指摘事項等

(要望事項)

入札契約適正化法第 15 条、建設業法第 19 条、第 24 条の 7、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月 5 日建設省通知）に基づき、施工体制台帳の作成及び提出が下請負契約を締結する全ての公共工事に拡大されており、下請負契約がされた場合は、元方事業者の下請負契約の内容を確認すること。

☐ 上記事項に関する措置

植栽工及び団粒化剤吹付において下請契約が行われたため、下請契約の内容及び施工体制等を確認した結果、適正に作成し、提出されていきました。

(カ) 施工計画書について

a 指摘事項等

(注意事項)

構造物の安全性を確認するため、二次製品の L 型擁壁工の「構造計算書」を添付させること。

☐ 上記事項に関する措置

構造物の安全性を確認するため、使用材料承諾願に二次製品の L 型擁壁工の「構造計算書」を添付しました。

カ 安全管理について

(ウ) 今後、別途擁壁工事を発注するとのこと。

a 指摘事項等

(要望事項)

別途工事を発注した場合は、労働安全衛生法第 30 条第 2 項に基づき、第 1 項の措置（特定元方事業者等の講ずべき措置）を行う「特定元方事業者」を指名すること。

☐ 上記事項に関する措置

別途工事が現場着手する際には、本工事の現場作業が完了しており、労働安全衛生法第 30 条第 2 項に規定している「一の場所において二以上の請負人の労働者が作業を行うとき」に該当しないため、

同条第1項の措置を行う「特定元方事業者」の指名は行っていません。

(エ) 現場は、粘性土で雨が降ると足元が悪くなる。

a 指摘事項等

(注意事項)

作業員の安全通路を明確にし、車両と接触しない措置を講じること。

□ 上記事項に関する措置

作業員通路と重機作業範囲を分離し、接触事故等が起らないよう対策を講じました。

6 現場施工状況調査について

(3) 指摘事項等

(注意事項)

ア 公衆の見やすい位置に掲示する看板の記載を一部修正させること。建設業の許可票に表示する主任技術者の欄は、「有」「無」を記載するのではなく「専任」又は「非専任」を記載すること。

□ 上記事項に関する措置

建設業の許可票に表示する主任技術者の欄に「専任」と記載しました。

イ 仮設分電盤には、取扱者名を明示すること。

□ 上記事項に関する措置

仮設分電盤に取扱者名を明示しました。

○宇栄原市営住宅第4期建替工事（建築）

5 書類調査について

(4) 施工について

エ 施工関係について

(ウ) 工事カルテについて

a 指摘事項等

(要望事項)

本工事に若手の担当技術者が多数携わっていることがうかがえる。CORINS 登録は、個人の実績登録であり、工事に携わる技術者にインセンティブを与える意味からも、登録することが望ましい。

□ 上記事項に関する措置

受注者に対して、担当技術者の CORINS 登録について、促しました。

(オ) 施工体系図及び施工体制台帳について

a 指摘事項等

(要望事項)

入札契約適正化法第 15 条、建設業法第 19 条、第 24 条の 7、「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成 3 年 2 月 5 日建設省通知)に基づき、施工体制台帳の作成及び提出が下請負契約を締結する全ての公共工事に拡大されており、元方事業者の下請負契約の内容を確認すること。

□ 上記事項に関する措置

受注者より施工体制台帳の提出を受け、下請負契約の内容について、適宜確認しています。

オ 安全管理について

(イ) 指摘事項等

(注意事項)

本工事以外に別途発注工事があった。労働安全衛生法第 30 条第 2 項の 同一敷地での別途工事があり、法第 30 条の措置を講じる「特定元方事業者」を指名することが必要となる。

指名された「特定元方事業者」は、毎月 1 回「(仮称) 労働安全衛生委員会」を開催し、議事録等を保存する必要がある、「統括安全衛生責任者」又は「統括安全衛生責任者に準ずる者」として職務を遂行すること。

※「統括安全衛生責任者」……………作業員数が常時 50 人以上の工事現場

※「統括安全衛生責任者に準ずる者」…作業員数が常時 50 人未満の工事現場

□ 上記事項に関する措置

受注者に対して、法第 30 条の措置を講じる「特定元方事業者」として指名しました。

また、工事着手より同一敷地での別途工事受注者を含む安全衛生協議会を組織しており、本工事受注者が取りまとめを行っている毎月 1 回の協議会の開催や安全パトロールを行い、その議事録等を保存しています。

6 現場施工状況調査について

(1) 指摘事項等

(注意事項)

ア 建設業法等により、工事現場への掲示が必要な建設業法の許可票は、下請負人を含む全ての建設業者の掲示が必要となるので掲示すること。

□ 上記事項に関する措置

下請負人を含む全ての建設業者について、建設業法の許可票を作成し、掲示しました。

イ 公衆の見やすい位置に掲示する看板の記載を一部修正させること。建設業の許可票に表示する主任技術者の欄は、「有」「無」を記載するのではなく「専任」又は「非専任」を記載すること。

□ 上記事項に関する措置

建設業の許可票に表示する主任技術者の欄について、「専任」と記載しました。

ウ 足場を使用する協力業者の点検表記録を作成させること。

□ 上記事項に関する措置

足場を使用する協力業者の点検表を作成し、各協力業者により点検記録を行っています。